

平成二十六年内閣府令第二十号

国家戦略特別区域法施行規則

国家戦略特別区域法（平成二十一年法律第七百七号）及び国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、国家戦略特別区域法施行規則を次のように定める。

（法第二条第二項第一号の内閣府令で定める事業）

第一条 国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第二条第二項第二号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる事業であつて次に掲げるもの（次号に掲げるものを除く。）

イ 高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器若しくは医薬品の研究開発又はその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業

（1）放射線療法その他高度な医療の提供に資する医薬品又は医療機器の研究開発又は製造に関する事業（これらのこと業に必要な施設又は設備の整備又は運営は運営に関する事業を含む。）

（2）高度な細胞の再生及び移植による再生医療（以下この（2）並びに第十二条の二第二号イ（1）及び（3）において「高度再生医療」という。）の研究開発又は高度再生医療を行うために必要な物質の培養、製造若しくは研究開発に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営は運営に関する事業を含む。）

（3）手術補助その他の治療、日常生活訓練その他の医療及び介護に関する利用に供するロボットの研究開発又は製造に関する事業（これらのこと業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）

（4）高度な医療の提供に係る医療関係者の技術の向上に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第一条第十七項に規定する治

験をいう。第十二条の二第二号イ（3）に係るシステムその他の医療に関する情報システム（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）により作成又は保存される診療の記録に関するものを含む。）の研究開発に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）

（5）情報通信技術を利用して行われる診療大規模な集会施設、宿泊施設、文化施設その他の利用に供する施設又は設備の整備、運営又はサービスの提供に関する事業（国際会議等に参加する者に係るものに限る。）

（6）高度な医療を提供する医療施設又は医療設備（（7）及び（8）並びに第十二条の二第二号イ（4）において「高度医療施設等」という。）の整備又は運営に関する事業

（7）高度医療施設等に近接して設けられるホテル、旅館その他の宿泊施設であつて、専ら患者又はその家族の利用に供されるものの整備又は運営に関する事業

（8）高度医療施設等への外国人の患者の受入れに必要な渡航に係る手続の代行、当該渡航に付随して行う通訳案内（外国人に付き添い、外国语を用いて、旅行に関する案内をする）ことをいう。口（3）及び第十二条の二第二号ロ（2）において同じ。）その他外國人の患者の便宜となるサービスの提供に関する事業

（9）我が国経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業に係る国際的な事業機会の創出その他当該産業に係る国際的な規模の事業活動の促進に資する事業であつて次に掲げるもの

（1）二以上の法人（これらの法人の本店又は主たる事務所が所在する国又は海外の地域の数が二以上であるものに限る。）のそれぞれの総株主等の議決権（総株主

資金運用等の業績管理その他の当該二以上の法人が行う事業を統括する事業（当該事業に係る第三条第一項に規定する事業実施計画が内閣総理大臣が定める要件を満たすものに限る。）

（2）国際会議等に参加する者の利用に供する大規模な集会施設、宿泊施設、文化施設その他の利用に供する施設又は設備の整備、運営又はサービスの提供に関する事業（国際会議等に参加する者に係るものに限る。）

（3）国際会議等への外国人の参加に必要な渡航に係る手続の代行又は当該渡航に付随して行う通訳案内その他の外国人の参加者の便宜となるサービスの提供に関する事業

（4）外国会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二号に規定する外国会社をいう。）（7）及び（8）において同じ。）国際機関その他の者に勤務する者の子女又は海外から招へいした研究者の子女を対象とした外国语による教育に関する事業

（5）主に英語により授業を行い、かつ、外国籍を有する生徒が過半である学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校又は同法第二百三十四条に規定する各種学校（第三条第一項第二号から第四号まで及び第十二条第二項において「外国人学校」という。）の用に供される施設（その用に供されなくなつた場合には建築基準法令の規定（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定をいう。）第三条第一項第二号において同じ。）に適合しないこととなるものに限りの整備に関する事業

（6）外国语による医療の提供に関する事業

（7）我が国において新たに事業を行ふ外国会社その他の者に対する当該事業を行ふ施設又は当該事業に係る設備の提供及び経営管理の支援に関する事業

（8）我が国において事業を行ひ、又は行おうとする外国会社、国際機関その他の者

並びにその従業員等及びその家族が、我が国における事業活動、日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようになるための外国语による必要な情報の提供及び助言その他の必要な援助を行う事業

ハ 付加価値の高い農林水産物若しくは加工食品の効率的な生産若しくは輸出の促進を図るために必要な高度な技術の研究開発又は当該技術の活用に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）

（9）外国人旅客の中長期の滞在に適した施設を使用させるとともに外国人旅客の滞在に必要な役務を提供する事業

ハ 治療方法が確立していない疾病その他の病その他の疾病であつて国としてその対策に取り組む必要性が高いものに係る医薬品又は先端的な技術を用いて開発される国際競争力の高い医薬品の研究開発又は製造に関する事業

ハ 疾病であつて国としてその対策に取り組む必要性が高いものに係る先端的な再生医療の研究に関する事業

ハ 人体への影響の少ない方法により診断又は治療を行う医療機器又は身体機能を再生し、回復し、又は代替する医療機器の先端的な研究開発に関する事業

ハ 生産性の向上に係る研究開発に関する事業

ハ 生産性の向上に係る研究開発に関する事業

ハ 生産性の向上に係る研究開発に関する事業

ハ 生産性の向上に係る研究開発に関する事業

三 小規模企業者（中小企業基本法 昭和三十年八年法律第百五十四号）第二条第五項に規定する小規模企業者をいう。（以下同じ。）であつて、設立時に常時雇用する従業員が五人（商業又はサービス業（中小企業基本法第二条第五項の商業又はサービス業をいう。以下同じ。）に属する事業を主たる事業として営む者については一人）以上の事業者が行う創業及び雇用の促進に係る事業（法第二十七条の五又は第二十八条の規定の適用を受ける場合に限る。）

（令第一条第一号で定める方法等）

第一条の二 国家戦略特別区域法施行令（以下「令」という。）第一条第一号で定める方法は、インターネットの利用とする。

2 令第一条第一号で定める情報は、次のとおりとする。

一 収集及び整理をしていいる区域データの種類、内容及び形式

二 区域データの提供に関する手続及び規約

三 前二号に掲げるもののほか、その他参考となる項目

（公募をしない場合の国家戦略特別区域会議の構成員の選定方法）

第二条 内閣総理大臣は、令第一条の二第一項ただし書の規定により公募をしないで国家戦略特別区域会議（法第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。以下同じ。）の構成員として加える者を選定しようとする場合には、あらかじめ、当該者が実施すると見込まれる特定事業（法第二条第二項に規定する特定事業をいう。以下同じ。）の内容その他の事項を確認しなければならない。

（事業実施計画の提出）

第三条 第一条第一号又は第二号に規定する事業を実施しようとする者は、当該事業を行うことについての計画その他の事項について記載した別記様式第一による事業実施計画（以下同じ。）に提出するものとする。

（事業実施計画の提出）

第三条 第一条第一号又は第二号に規定する事業を実施しようとする者は、当該事業を行うことについての計画その他の事項について記載した別記様式第一による事業実施計画に、当該者の次に掲げる書類を添えて、これらを国家戦略特別区域担当大臣に提出するものとする。

2 3 4 5

2 第十二条に規定する事業を実施しようとする者は、当該事業を行うことについての計画その他の事項について記載した別記様式第一の二による事業実施計画に、当該者の次に掲げる書類を添えて、これらを国家戦略特別区域担当大臣に提出するものとする。

3 第十三条に規定する特定事業を実施しようとする者は、当該特定事業を行うことについての計画その他の事項を記載した書類

2 第十一条の二に規定する特定事業を実施しようとする者は、当該特定事業を実施することについての計画その他の事項について記載した別記様式第一の五による事業実施計画に、当該者の次に掲げる書類を添えて、これらを国家戦略特別区域担当大臣に提出するものとする。

3 第十一条の三による事業実施計画に、当該者の次に掲げる書類を添えて、これらを国家戦略特別区域担当大臣に提出するものとする。

4 第十三条に規定する特定事業を実施しようとする者は、当該特定事業を行うことについての計画その他の事項について記載した別記様式第一の三による事業実施計画に、当該者の次に掲げる書類を添えて、これらを国家戦略特別区域担当大臣に提出するものとする。

5 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる項目を記載した書類

三 第十一条第一号（5）に掲げる事業を行つて常時雇用する従業員数及び認定区域計画（法第九条第一項に規定する認定区域計画をいう。）に提出するものとする。

4 5 6

4 第十一条第一項第一号に規定する事業年度（昭和四十年法律第三十四号）第十三条规定による事業年度を以降、四十一年度（昭和四一年度）から四十年度（昭和四十一年度）までとする。

5 第十一条の三各号に掲げる要件に該当する旨の別記様式第一の六による宣言書

6 前各号に掲げるもののほか、参考となる項目を記載した書類

三 提出の日における株主名簿

（区域計画の認定の申請）

第四条 法第八条第一項の規定により認定の申請をしようとする国家戦略特別区域会議は、別記様式第二による申請書に次に掲げる図書を添えて準用する。

2 3 4 5 6

2 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が前項の規定による提出を受けたときに提出しなければならない。

3 第二項の規定は、事業実施計画の変更について準用する。

4 第八条第三項の規定による公表に当たつては、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

5 第八条第四項の規定による申出をしようとする者は、国家戦略特別区域会議の定める日までに、自分が特定事業の実施主体として実施しようとする内容その他の事項について記載した別記様式第三による申出書に次に掲げる書類を添えて、これらを国家戦略特別区域会議に提出しなければならない。

6 当該者（法人である場合に限る。）の定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるものとし、小規模企業者に該当する場合には、常時雇用する従業員数及び認定区域計画（法第九条第一項に規定する認定区域計画をいう。）に提出するものとする。

(区域計画の変更の認定の申請)

第七条 法第九条第一項の規定により区域計画の変更の認定を受けようとする国家戦略特別区域会議は、別記様式第四による申請書に第四条第一項各号及び第二項各号に掲げる図書のうち該区域計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(法第九条第一項の内閣府令で定める軽微な変更)

第八条 法第九条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更

二 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とする変更

三 法第十二条の二から第二十七条までの規定による規制の特例措置(法附則第三条の規定による訓令又は通達に関する規制の特例措置を含む)の全国展開に伴う変更

四 特定事業の実施主体の名称又は所在地の変更(変更後の所在地が国家戦略特別区域内であるものに限る)。

五 前各号に掲げるもののほか、認定区域計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更

(認定区域計画の進捗状況に関する評価)

第九条 法第十二条の評価は、国家戦略特別区域会議の構成員、特定事業の実施主体その他の者が、特定事業の進捗状況、その実施による効果が、特定事業の実施主体に対し、当該特定事業の実施に關し必要な報告を求めることができる。

(法第二十七条の二の内閣府令で定める特定事業)

第十条 法第二十七条の二の内閣府令で定める特定事業は、第一条第一号(同号イ(7)及び(8)並びにロ(1)、(3)及び(4)に掲げるもの)を除く。)及び第二号に掲げる事業とする。(法第二十七条の二の内閣府令で定める要件)

第十一条 法第二十七条の二の内閣府令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 法第二十八条第一項に規定する利子補給契約に係る貸付けを受けて行われること。

二 前条に規定する事業であること。

(報告書の提出時期及び手続)

第十二条 法第二十七条の一に規定する課税の特例の適用を受けようとする法人であつて、第三条第四項の規定による国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた同条第一項の事業実施計画(同条第五項において準用する同条第四項の規定による変更の確認があった場合には、その変更後のもの)に係る特定事業(以下この条において「確認特定事業」という。)を実施するも

う。)は、当該事業実施計画に記載された事業に掲げる事項を記載した別記様式第五による実施状況報告書を国家戦略特別区域担当大臣に提出するものとする。

二 前年度の確認特定事業の実施状況

三 前年度の収支決算

二 前年度に規定する事業実施主体であつて、第一

条第一号ロ(5)に掲げる特定事業を実施するものは、同項の規定にかかわらず、当該特定事

業に係る事業実施計画に記載された事業実施期

間の初日から当該特定事業に係る施設が外国人

学校の用に供された日以後三年を経過する日ま

での期間中の各事業年度終了後一月以内に、同

項に規定する実施状況報告書を国家戦略特別区

域担当大臣に提出するものとする。

四 国家戦略特別区域担当大臣は、前二項の実施

状況報告書に關し、確認特定事業を適切に実施

していると認めるときは、当該実施状況報告書の提出を受けた日から原則として一月以内に、同

事業実施主体に対し、別記様式第五の二によ

る当該事業を適切に実施していると確認したこ

とを証する書面及び当該確認の概要を記載した書面を交付するものとする。

五 国家戦略特別区域担当大臣は、前項の確認をしないときは、事業実施主体に対して、別記様式第五の三によりその旨及び理由を通知するものとする。

(法第二十七条の二の内閣府令で定める要件)

第十三条 法第二十七条の二の内閣府令で定める特定事業は、産業の国際競争力の強化又は

国際的な経済活動の拠点の形成に特に資する事業であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 法第二条第二項第一号に掲げる事業(法第二十七条の規定による規制の特例措置の適用を受けるものを除く。第十二条の四第八項において同じ。)であつて、当該事業の実施に当たり法第十二条の二から第十六条までの規定による規制の特例措置が重要な役割を果たすものであること。

二 次のいずれかに該当するものであること。

イ 高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器若しくは医薬品の研究開発又はその成果を受けるものを除く。第十二条の四第八項において同じ。)であつて、当該事業の実施に

当たり法第十二条の二から第十六条までの規定による規制の特例措置が重要な役割を果たすものであること。

国際的な経済活動の拠点の形成に特に資する事業であると認めた場合に該当するものとする。

一 当該技術の活用に関する事業(これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。)

二 インターネットその他的情報通信技術を

活用し、物品による情報の収集、蓄積、解

析又は発信及び当該情報を活用した物品の

自律的な作動を可能とするために必要な技

術の研究開発に関する事業又はその成果を

活用した事業であつて、次のいずれかに掲

げるもの

イ 情報を収集、蓄積、解析又は発信する

製品の研究開発に関する事業

イ 収集され、蓄積され、解析され、又は

発信された情報の迅速な共有を図るため

のネットワークの構築に係る技術の研究

開発に関する事業

イ 収集され、蓄積され、解析され、又は

発信された情報を利用し自律的に作動す

る製品の研究開発に関する事業

イ 新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業であること。

二 認定区域計画に係る国家戦略特別区域内に認められる要件は、次に掲げるものとする。

(法第二十七条の三の内閣府令で定める要件)

第十四条 法第二十七条の三の内閣府令で定める要件は、主たる事務所を有する法人であることを

と。

三 新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業であること。

一 認定区域計画に係る国家戦略特別区域内に認められる要件は、次に掲げるものとする。

(法第二十七条の三の内閣府令で定める要件)

第十五条 法第二十七条の三の内閣府令で定める要件は、前項の認定を受けること

と。

三 新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業であること。

一 認定区域計画に係る国家戦略特別区域が設立された法人であつて、その設立の日以後五年を経過していないものであること。ただし、当該法人が次のイ又はロに掲げる場合に該当するときは、その設立の後、五年から当該イ又はロに定める期間を減じた期間を経過していないものであること。

イ 当該法人が合併により設立された法人で

あり、かつ、その合併を行つた法人のうち

いずれかの法人が認定区域計画に定められ

ている前条に規定する特定事業(以下この

条から第十五条の五までにおいて単に「特定事業」という。)を実施していた法人で

ある場合 設立の日が最も早い法人が当該特定事業を実施していた期間
口 当該法人がその設立の日以前から特定事業を実施していた者と実質的に同一と認められる法人である場合 当該実質的に同一専ら特定事業を実施するものであること。
四 認定区域計画に係る国家戦略特別区域外に有する事業所において、次に掲げる業務（特定事業の内容に照らして必要かつ補助的なものに限る。）以外の業務を行わないものであること。
イ 当該法人が提供する役務又は販売する製品に関する調査を行う業務
ロ 当該法人が提供する役務又は販売する製品の広告又は宣伝を行う業務
ハ 当該法人が提供する役務又は販売する製品の契約の申込み又は締結の勧誘を行う業務
二 当該法人が提供する役務又は販売する製品の契約の申込み又は申込みの受付を行う業務
ホ 当該法人が提供した役務又は販売した製品に関する情報の提供を行う業務
ヘ イからホまでに掲げる業務に付隨して行う業務
五 認定区域計画に係る国家戦略特別区域外に有する事業所において業務に従事する従業員の数の十分の二に相当する数以下であること。
六 特定事業を実施することについて適正かつ確実な計画を有すると認められるものであること。
八 特定事業を安定して実施されると見込まれるものであること。
七 特定事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
九 特定事業に係る経理が、法第二十七条の三の指定前に掌んでいた他の事業に係る経理と区分して整理されるものであること。
(国家戦略特別区域担当大臣の指定に係る手続等)

第一條の四 法第二十七条の三の指定（以下の条において「指定」という。）を受けようとする法人は、別記様式第五の四による申請書に、当該法人の次に掲げる書類を添えて、これ等を国家戦略特別区域担当大臣に提出しなければならない。
二 申請日の属する事業年度の直前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書その他の特定事業を安定して実施するため必要な経理的基礎を有することを証する書類
四 前条各号に掲げる要件に該当する旨の別記様式第一の六による宣言書
五 第三条の二第二項において準用する第三条の規定による国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた第三条の二第一項の事業実施計画（同条第三項において準用する第三条第四項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの）の写し
六 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項を記載した書類
二 国家戦略特別区域担当大臣は、前項の申請書を受理した日から、原則として一月以内に、指定による処分を行うものとする。
三 国家戦略特別区域担当大臣は、指定をしたときは、第一項の法人に対して、別記様式第五の五による指定書を交付するものとする。
四 国家戦略特別区域担当大臣は、指定をしないこととしたときは、第一項の法人に対して、別記様式第五の六によりその旨及びその理由を通知するものとする。
五 国家戦略特別区域担当大臣は、第三項の規定による指定書の交付をした後であつても、前項の届出において第一項の申請書に記載された希望する指定の有効期間に変更があつた場合は、その変更後の希望する指定の有効期間を考慮して、第五項の規定によつて付した指定の有効期間を、指定法による指定書の交付に際し、指定に係る法人の設立の日から起算して五年を超えない範囲内で指定の有効期間を付するものとする。ただし、当該法人が次の各号に該当するときは、その設立の後、五年からそれぞれ当該各号に定める期間を減じた期間を経過していなければならぬものとする。
一 当該法人が合併により設立された法人であり、かつ、その合併を行つた法人のうちいずれかの法人が特定事業を実施していた法人である場合、設立の日が最も早い法人が当該特定事業を行つていた者と実質的に同一と認められる者が当該特定事業を実施していた期間
二 当該法人がその設立の日以前から特定事業を行つていた者と実質的に同一と認められる者が当該特定事業を行つていた者と実質的に同一と認められた場合

法人である場合 当該実質的に同一と認められる者が当該特定事業を実施していた期間
前項の有効期間は、特定事業が終了したときは、前項の規定にかかる終了するものとする。
三 常時雇用する従業員数及び認定区域計画に係る国家戦略特別区域外に有する事業所において業務に従事する従業員数を証する書類
四 前条各号に掲げる要件に該当する旨の別記様式第一の六による宣言書
五 第三条の二第二項において準用する第三条の規定による国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた第三条の二第一項の事業実施計画（同条第三項において準用する第三条第四項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの）の写し
六 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項を記載した書類
二 国家戦略特別区域担当大臣は、前項の申請書を受理した日から、原則として一月以内に、指定による処分を行うものとする。
三 国家戦略特別区域担当大臣は、指定をしたときは、第一項の法人に対して、別記様式第五の五による指定書を交付するものとする。
四 国家戦略特別区域担当大臣は、指定をしないこととしたときは、第一項の法人に対して、別記様式第五の六によりその旨及びその理由を通知するものとする。
五 国家戦略特別区域担当大臣は、第三項の規定による指定書の交付をした後であつても、前項の届出において第一項の申請書に記載された希望する指定の有効期間に変更があつた場合は、その変更後の希望する指定の有効期間を考慮して、第五項の規定によつて付した指定の有効期間を、指定法による指定書の交付に際し、指定に係る法人の設立の日から起算して五年を超えない範囲内で変更することができる。ただし、当該法人が次の各号に該当するときは、その設立の後、五年からそれぞれ当該各号に定める期間を減じた期間を経過していなければならぬものとする。
一 当該法人が合併により設立された法人であり、かつ、その合併を行つた法人のうちいずれかの法人が特定事業を実施していた法人である場合、設立の日が最も早い法人が当該特定事業を行つていた者と実質的に同一と認められる者が当該特定事業を行つていた者と実質的に同一と認められた場合

十一 國家戦略特別区域担当大臣は、指定法人が前条各号に掲げる要件を欠くに至つたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。
十二 國家戦略特別区域担当大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けた者に対して書面で通知するものとする。
十三 國家戦略特別区域担当大臣は、指定をした場合には、その旨を公示するものとする。公示した事項につき変更があつた場合又は指定を取り消した場合も、同様とする。
十四 前項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
十五 國家戦略特別区域担当大臣は、必要があると認めるときは、指定法人に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。（報告書の提出時期及び手続）
第十一條の五 指定法人は、事業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した別記様式第五の七による実施状況報告書を提出するものとする。
一 前年度の収支決算
二 國家戦略特別区域担当大臣は、前項の実施状況報告書に関し、特定事業を適正に実施していると認めるときは、当該実施状況報告書の提出を受けた日から原則として一月以内に、指定法人に對して、別記様式第五の人による当該特定事業を適正に実施していると認定したことを証する書面及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。
三 國家戦略特別区域担当大臣は、前項の認定をしないときは、指定法人に對して、別記様式第五の九によりその旨及びその理由を通知するものとする。
四 國家戦略特別区域担当大臣は、前項の認定を受けた日から原則として一月以内に、指定法人に對して、別記様式第五の人による当該特定事業を適正に実施していると認定したことを証する書面及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。
五 國家戦略特別区域担当大臣は、前項の認定を受けた日から原則として一月以内に、指定法人に對して、別記様式第五の人による当該特定事業を適正に実施していると認定したことを証する書面及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。
六 國家戦略特別区域担当大臣は、前項の認定を受けた日から原則として一月以内に、指定法人に對して、別記様式第五の人による当該特定事業を適正に実施していると認定したことを証する書面及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。
七 國家戦略特別区域担当大臣は、前項の認定を受けた日から原則として一月以内に、指定法人に對して、別記様式第五の人による当該特定事業を適正に実施していると認定したことを証する書面及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。
八 國家戦略特別区域担当大臣は、前項の認定を受けた日から原則として一月以内に、指定法人に對して、別記様式第五の人による当該特定事業を適正に実施していると認定したことを証する書面及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。
九 國家戦略特別区域担当大臣は、前項の認定を受けた日から原則として一月以内に、指定法人に對して、別記様式第五の人による当該特定事業を適正に実施していると認定したことを証する書面及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。

(1) 高度な医療の研究施設	(2) 国際会議等の用に供する大規模な集会施設	(3) 国際会議等に参加する者の利用に供する宿泊施設又は文化施設	(4) 外国語による教育を行う施設	(5) 国際会議等に参加する者の利用に供する宿泊施設又は文化施設
会社が当該事業を行う施設又は当該外国会社に対し当該事業に係る設備の提供及び経営管理を支援する事業を行う施設	会社が当該事業を行う施設又は当該外国会社に対し当該事業に係る設備の提供及び経営管理を支援する事業を行う施設	会社が当該事業を行う施設又は当該外国会社に対し当該事業に係る設備の提供及び経営管理を支援する事業を行う施設	会社が当該事業を行う施設又は当該外国会社に対し当該事業に係る設備の提供及び経営管理を支援する事業を行う施設	会社が当該事業を行う施設又は当該外国会社に対し当該事業に係る設備の提供及び経営管理を支援する事業を行う施設
二 次に掲げる要件の全てを満たす小規模企業者が行う第一条第三号に掲げる事業に係るもの				
イ 認定区域計画に係る国家戦略特別区域外に有する事業所において業務に従事する従業員の数の合計が、常時雇用する従業員の				

数の十分の一に相当する数以下であること。

口 次条第二号ハ又はニに該当する小規模企業者については、個人からの金銭の払込みを受けて新株を発行するときに、特定株式投資契約（その新株の発行による資金調達を円滑に実施するために必要となる投資に関する契約をいい、当該投資契約に係る払込金を、第三条第三項に規定する事業実施計画に記載された事業の用に供する旨の記載があるものに限る。以下同じ。）の締結日における常時雇用する従業員の数が設立時の常時雇用する従業員の数以上の数を維持しており、かつ、前事業年度末より常時雇用する従業員の数で乗算して得た割合をいぶ者にあっては、一人以上増加していること。

（1）常勤の研究者又は新事業活動従事者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者は又は新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であること。

（2）特定事業を行るために必要な資金の額を特定株式投資契約を締結する日の属する事業年度の直前の事業年度（以下この号において「基準事業年度」という。）の営業費用の額で除して計算した割合が二分の一以上であること。
（3）基準事業年度における営業利益の額の売上高の額に対する割合が百分の二を超えていないこと。
（4）特定事業を行るために必要な資金の額を特定株式投資契約を締結する日の属する事業年度の直前の事業年度（以下この号において「基準事業年度」という。）の営業費用の額で除して計算した割合が二分の一以上であること。
（5）既に第三条第四項の規定による国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた同条第三項の会社次に掲げる要件の全てを満たすものであること。
（6）既に第三条第四項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの。次条第一項第六号及び第七号において「確認事業実施計画」といふ事業実施計画（同条第五項において準用する同条第四項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの。次条第一項第六号及び第七号において「確認事業実施計画」といふ事業実施計画）を実施しているものにあつては、当該特定事業を適正に実施していると認められること。

該売上高の額を一年当たりの額に換算した額。以下同じ。）の基準事業年度の前年度の売上高の額に対する割合又は基準事業年度の売上高の額の設立事業年度の売上高の額に対する割合を設立事業年度の次の事業年度から基準事業年度までの数で乗算して得た割合をいぶ。以下同じ。）が百二十五回を超えるものであること。

（1）基準事業年度において試験研究費その他の中小企業等経営強化法施行令第三条第二項に規定する収入金額に対する割合が百分の三を超えるものであること。
（2）既に第三条第四項の規定による国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた同条第三項の会社次に掲げる要件の全てを満たすものであること。
（3）既に第三条第四項の規定による国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた同条第三項の会社次に掲げる要件の全てを満たすものであること。
（4）既に第三条第四項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの。次条第一項第六号及び第七号において「確認事業実施計画」といふ事業実施計画（同条第五項において準用する同条第四項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの。次条第一項第六号及び第七号において「確認事業実施計画」といふ事業実施計画）を実施しているものにあつては、当該特定事業を適正に実施していると認められること。
（5）株主グループ（株主の一人並びに当該株主と法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七

号) 第四条に規定する特殊の関係のある個人及び法人をいう。以下この号において同じ。) のうちその有する株式の総数が、投資を受けた時点において発行済株式の総数の十分の三以上であるものの有する株式の合計数が、発行済株式の総数の五を超えない会社であること。ただし、株主グループのうちその有する株式の総数が最も多いものが、投資を受けた時点において発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式を有する会社にあっては、(株主グループのうちその有する株式の総数が、発行済株式の総数の六分の五を超えない会社であること。

五 金融商品取引法 (昭和二十三年法律第二百五号) 第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株券又は同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券の発行者である会社以外の会社であること。

六 次のイ又はロに掲げる会社以外の会社であること。

イ 発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式が同一の大規模法人 (資本金の額若しくは出資の総額が一億円を超える法人又は資本金若しくは出資を有しない法人のうち常時雇用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。以下この号において同じ。) 及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人 (次の(1)から(3)までに掲げる会社とする。以下この号において同じ。) の所有に属している会社

(1) 当該大規模法人が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

(2) 当該大規模法人及びこれと(1)に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

(3) 当該大規模法人並びにこれと(1)及び(2)に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出

資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社であること。

七 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和二十三年法律第二百二十二号) 第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う会社でないこと。

八 特定株式投資契約を締結する株式会社であること。

(国家戦略特別区域担当大臣の指定に係る手続等) 第十五条 法第二十七条の五に規定する課税の特例の適用を受けようとする会社は、別記様式第二号による申請書に、当該会社の次に掲げる書類を添えて、これらを国家戦略特別区域担当大臣に提出し、その指定を受けなければならない。

一 登記事項証明書又はこれに準ずるもの

二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書 (設立事業年度を経過している場合に限る。)

三 申請の日における株主名簿

四 常時雇用する従業員数を証する書類 (ただし、小規模企業者に該当する場合には、常時雇用する従業員数及び認定区域計画に係る国家战略特別区域外に有する事業所において業務に従事する従業員数を証する書類とする。)

五 前条各号に掲げる要件に該当する旨の別記様式第一の四による宣言書

六 確認事業実施計画の写し

七 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

五 前条各号に掲げる要件に該当する旨の別記様式第一の四による宣言書

六 確認事業実施計画の写し

七 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

八 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

九 前各号に掲げる要件に該当する旨の別記様式第一の四による宣言書

十 国家戦略特別区域担当大臣は、必要があると認めるとときは、指定会社に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

(報告書の提出時期及び手続)

一一 前項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一二 国家戦略特別区域担当大臣は、必要があると認めるとときは、指定会社に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

(報告書の提出時期及び手続)

一二 前年度の指定に係る特定事業の実施状況

一二 前年度の収支決算

三 特定株式投資契約その他の資金の調達に関する実績

二 一二 前年度の指定に係る特定事業の実施状況

二 一二 前年度の収支決算

三 特定株式投資契約その他の資金の調達に関する実績

四 四 常時雇用する従業員数を証する書類 (ただし、小規模企業者に該当する場合には、常時雇用する従業員数及び認定区域計画に係る国家战略特別区域外に有する事業所において業務に従事する従業員数を証する書類とする。)

五 第十四条各号に掲げる要件に該当する旨の別記様式第一の四による宣言書

六 特定株式投資契約その他の資金調達に関する実績

七 確認事業実施計画の写し

八 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

九 前各号に掲げる要件に該当する旨の別記様式第一の四による宣言書

一〇 国家戦略特別区域担当大臣は、前項の実施状況報告書に關し、指定に係る特定事業を適正に実施していると認めるときは、指定会社に対し、別記様式第六の五による当該事業を適正に実施していると認定したことを証する書面及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。

一一 当該民法組合等の組合契約書の写し

二 当該民法組合等が取得した当該株式（会社法第五十九条第一項に規定する設立時募集株式又は同法第六百六十七条第一項に規定する募集株式に限る。）の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面

三 別記様式第六の人による当該民法組合等が民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約によって成立するものである旨を誓約する書面

国家戦略特別区域担当大臣は、第一項の報告書に關し、指定に係る特定事業が適正に実施される見込みであると認めるときは、指定会社に対し、別記様式第六の九による当該事業が適正に実施される見込みであると認定したことを証する書面を交付するものとする。

5 指定会社は、第三項の書面の交付を受けたときは、特定株式投資契約を締結した個人に対して、当該書面の交付を受けた旨を証する書面（次項において「認定書交付証明書」という。）を交付するものとする。

6 認定書交付証明書の交付を受けた個人が、当該書面を交付した指定会社の株式を払込みにより取得した場合には、当該書面の交付をした指定会社は、その発行する株式を払込みにより取得した場合にあっては、個人及び当該期日又は当該期間ごとに、別記様式第六の十一による申請書一通を国家戦略特別区域担当大臣に提出するものとする。

7 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

二 第十五条第三項の規定により交付を受けた指定書の写し

二 当該株式の発行を決議した株主総会の議事録の写し、取締役の決定があつたことを証する書面又は取締役会の議事録の写し

三 当該個人が取得した当該株式（会社法第五十八条第一項に規定する設立時募集株式又は同法第六百六十七条第一項に規定する募集株式に限る。）の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面

四 会社法第三十四条第一項又は同法第二百八十二条第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面

五 外部からの投資を受けて事業活動を行うに當たり、特定株式投資契約を締結した契約書

六 前各号に掲げるもののほか、参考となる書類

七 農林中央金庫

八 株式会社商工組合中央金庫

九 株式会社日本政策投資銀行

第十一条 法第二十八条第一項の指定金融機関の要件

第十二条 法第二十八条第一項の内閣府令で定める要件は、法第二条第二項第二号に規定する事業に必要な資金を貸し付ける事業を安定して行うために必要な経理的基礎を有することとする。

11 国家戦略特別区域担当大臣は、第六項の規定による提出を受けたときは、その内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として三月以内に、申請者である同項の指定会社に対して、同項の個人ごとに別記様式第六の十二による確認書を交付するものとする。

12 国家戦略特別区域担当大臣は、前項の確認をしないときは、申請者である第六項の指定会社に対して、同項の個人ごとに別記様式第六の十三によりその旨及びその理由を通知するものとする。

（法第二十八条第一項の内閣府令で定める金融機関）

第十八条 法第二十八条第一項の内閣府令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一 銀行

二 信用金庫及び信用金庫連合会

三 労働金庫及び労働金庫連合会

四 信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一条）第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う

五 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二年法律第二百三十二条）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）

六 漁業協同組合（漁業協同組合法（昭和二年法律第二百四十二条）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）

八 株式会社商工組合中央金庫

九 株式会社日本政策投資銀行

第十三条 指定金融機関（法第二十八条第一項に規定する指定金融機関をいう。次項及び次条第四項において同じ。）は、法第二十八条第五項の規定により国家戦略特区支援利子補給金の支給を受けようとするときは、前条に定める単位期間終了後十日以内に、別記様式第七による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

（第一条第二号に掲げる事業に係る利子補給契約の優先）

第十四条 政府は、毎年度、各利子補給契約（法第二十八条第一項に規定する利子補給契約をいふ。）の額の合計額が、当該年度の予算で定める額を超える場合は、第一条第二号に掲げる事業に係る利子補給契約を結ぶことを優先するよう努めるものとする。

（法第二十八条第三項の内閣府令で定める償還方法）

第十五条 法第二十八条第三項の内閣府令で定める償還方法は、償還期間を利子補給契約に係る貸付けが最初に行われた日から起算して十年間（据置期間を置かないものとする。）とする元金均等半年利償還とする。

（法第二十八条第五項の内閣府令で定める期間）

第十六条 法第二十八条第五項の内閣府令で定める期間（次項及び次条第一項において「単位期間」という。）は、次に掲げるものとする。

一 二月二十一日から同年八月二十日までの期間

二 八月二十一日から翌年二月二十日までの期間

三 第十九条に規定する要件に適合することを証する書類

四 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

（法第二十八条第一項の指定（以下この条において単に「指定」という。）を受けようとする金融機関は、別記様式第八による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。）

一 定款及び登記事項証明書

二 申請日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び損益計算書

三 第十九条に規定する要件に適合することを証する書類

四 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

内閣総理大臣は、前項の申請書がその事務所に到達してから二十日以内に、当該申請に対する指定に関する処分をするよう努めるものとする。

（法第二十八条第一項の規定による指定金融機関の申請手続等）

第十七条 法第二十八条第一項の指定（以下この条において単に「指定」という。）を受けようとする金融機関は、別記様式第八による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び損益計算書

三 第十九条に規定する要件に適合することを証する書類

四 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

内閣総理大臣は、前項の申請書がその事務所に到達してから二十日以内に、当該申請に対する指定に関する処分をするよう努めるものとする。

（法第二十八条第一項の規定による指定金融機関の申請手続等）

第十八条 法第二十八条第一項の内閣府令で定める期間（次項及び次条第一項において「単位期間」という。）は、次に掲げるものとする。

一 二月二十一日から同年八月二十日までの期間

二 八月二十一日から翌年二月二十日までの期間

三 第十九条に規定する要件に適合することを証する書類

四 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

内閣総理大臣は、前項の申請書がその事務所に到達してから二十日以内に、当該申請に対する指定に関する処分をするよう努めるものとする。

（法第二十八条第一項の規定による指定金融機関の申請手続等）

第十九条 法第二十八条第一項の内閣府令で定める要件は、法第二条第二項第二号に規定する事業に必要な資金を貸し付ける事業を安定して行うために必要な経理的基礎を有することとする。

（法第二十八条第一項の内閣府令で定める金融機関）

第二十条 政府は、毎年度、各利子補給契約（法第二十八条第一項に規定する利子補給契約をいふ。）の額の合計額が、当該年度の予算で定める額を超える場合は、第一条第二号に掲げる事業に係る利子補給契約を結ぶことを優先する。

（法第二十八条第一項の内閣府令で定める金融機関）

第二十一条 法第二十八条第三項の内閣府令で定める償還方法は、償還期間を利子補給契約に係る貸付けが最初に行われた日から起算して十年間（据置期間を置かないものとする。）とする元金均等半年利償還とする。

（法第二十八条第三項の内閣府令で定める償還方法）

第二十二条 法第二十八条第五項の内閣府令で定める期間（次項及び次条第一項において「単位期間」という。）は、次に掲げるものとする。

一 二月二十一日から同年八月二十日までの期間

二 八月二十一日から翌年二月二十日までの期間

三 第十九条に規定する要件に適合することを証する書類

四 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

内閣総理大臣は、前項の申請書がその事務所に到達してから二十日以内に、当該申請に対する指定に関する処分をするよう努めるものとする。

（法第二十八条第一項の規定による指定金融機関の申請手続等）

第二十三条 指定金融機関（法第二十八条第一項に規定する指定金融機関をいう。次項及び次条第四項において同じ。）は、法第二十八条第五項の規定により国家戦略特区支援利子補給金の支給を受けようとするときは、前条に定める単位期間終了後十日以内に、別記様式第七による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

（法第二十八条第一項の規定による指定金融機関の申請手続等）

第二十四条 法第二十八条第一項の指定（以下この条において単に「指定」という。）を受けようとする金融機関は、別記様式第八による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び損益計算書

三 第十九条に規定する要件に適合することを証する書類

四 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

内閣総理大臣は、前項の申請書がその事務所に到達してから二十日以内に、当該申請に対する指定に関する処分をするよう努めるものとする。

（法第二十八条第一項の規定による指定金融機関の申請手続等）

第二十五条 法第二十八条第一項の内閣府令で定める期間（次項及び次条第一項において「単位期間」という。）は、次に掲げるものとする。

一 二月二十一日から同年八月二十日までの期間

二 八月二十一日から翌年二月二十日までの期間

三 第十九条に規定する要件に適合することを証する書類

四 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

内閣総理大臣は、前項の申請書がその事務所に到達してから二十日以内に、当該申請に対する指定に関する処分をするよう努めるものとする。

（法第二十八条第一項の規定による指定金融機関の申請手続等）

第二十六条 法第二十八条第一項の内閣府令で定める期間（次項及び次条第一項において「単位期間」という。）は、次に掲げるものとする。

一 二月二十一日から同年八月二十日までの期間

二 八月二十一日から翌年二月二十日までの期間

三 第十九条に規定する要件に適合することを証する書類

四 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

内閣総理大臣は、前項の申請書がその事務所に到達してから二十日以内に、当該申請に対する指定に関する処分をするよう努めるものとする。

（法第二十八条第一項の規定による指定金融機関の申請手続等）

第二十七条 法第二十八条第一項の内閣府令で定める期間（次項及び次条第一項において「単位期間」という。）は、次に掲げるものとする。

一 二月二十一日から同年八月二十日までの期間

二 八月二十一日から翌年二月二十日までの期間

三 第十九条に規定する要件に適合することを証する書類

四 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

内閣総理大臣は、前項の申請書がその事務所に到達してから二十日以内に、当該申請に対する指定に関する処分をするよう努めるものとする。

（法第二十八条第一項の規定による指定金融機関の申請手続等）

第二十八条 法第二十八条第一項の内閣府令で定める期間（次項及び次条第一項において「単位期間」という。）は、次に掲げるものとする。

一 二月二十一日から同年八月二十日までの期間

二 八月二十一日から翌年二月二十日までの期間

三 第十九条に規定する要件に適合することを証する書類

四 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

内閣総理大臣は、前項の申請書がその事務所に到達してから二十日以内に、当該申請に対する指定に関する処分をするよう努めるものとする。

（法第二十八条第一項の規定による指定金融機関の申請手続等）

第二十九条 法第二十八条第一項の内閣府令で定める要件は、法第二条第二項第二号に規定する事業に必要な資金を貸し付ける事業を安定して行うために必要な経理的基礎を有することとする。

（法第二十八条第一項の規定による指定金融機関の申請手続等）

<p>4 内閣総理大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができるものとする。</p> <p>一 不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、指定金融機関が法第二条第二項第二号に規定する事業に必要な資金を貸し付ける事業の適正な実施を行うことができなくなつたと認めるとき。</p> <p>三 内閣総理大臣は、指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けたものに対して書面で通知するものとする。 (安全管理に関する確認の申請及び確認)</p>
<p>5 内閣総理大臣は、申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一 認定区域計画の写し</p> <p>二 法第二十八条の二第一項に規定するデータの安全管理に係る基準に適合していることを説明した書類</p> <p>三 内閣総理大臣は、申請書を受理した場合において、速やかに法第二十八条の二第一項に規定するデータの安全管理に係る基準に照らしてその内容を審査し、当該国家戦略特別区城データ連携基盤の安全管理に係るデータの安全管理が当該基準に適合することについて確認をしたときは、申請者に別記様式第十による確認書を交付するものとする。</p> <p>4 内閣総理大臣は、前項の確認をしないときは、その旨及びその理由を記載した別記様式第十三による確認書を交付するものとする。 (国)の機関等に対するデータの提供の求めの申請</p>
<p>6 法第二十七条 法第二十八条の二第一項の規定により國の機関又は公共機関等の保有するデータの提供を求めようとする実施主体は、認定区域計画の写しを添えて、提供を求めようとするデータの内容その他の事項を記載した別記様式第十五による提供依頼申出書(次項から第五項までにおいて「申出書」という。)を内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>7 法第二十八条の二第二項の規定によりデータを提供する内閣総理大臣は、申出書を受理した日から原則として一月以内に、次に掲げる事項を記載した別記様式第十六による提供通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。</p> <p>8 法第二十八条の二第七項の規定により通知をする関係行政機関の長は、第四項の規定として一月以内に、第二項各号に掲げる事項を記載した別記様式第十六による提供通知書を内閣総理大臣に送付するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、当該通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。</p> <p>9 法第二十八条の二第八項の規定によりデータを提供する内閣総理大臣は、申出書を受理した日から原則として一月以内に、データの提供を行わない旨及びその理由を記載した別記様式第十七による通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。</p> <p>10 法第二十八条の二第九項の規定によりデータを保有するその所管の公共機関等に対し、当該データの提供を要請するとともに、その旨を記載した別記様式第十八による通知書を内閣総理大臣に送付するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、当該通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。</p> <p>11 第四項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、前四項に規定する期間内に各項の通知書を交付することができないことにについてやむを得ない理由がある場合には、当該通知書を交付するまでの間次の各号に掲げる場合に応じて、それぞれ当該各号に定める期間を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を当該求めをした実施主体に通知するものとする。</p> <p>12 法第二十八条の二第十項の規定によりデータを提供する内閣総理大臣は、第四項又は第九項の規定による要請を受けた日から原則として一月以内に、第二項各号に掲げる事項を記載した別記様式第十六による提供通知書を当該要請をした内閣総理大臣又は関係行政機関の長に送付するものとする。この場合において、当該通知書の送付を受けた関係行政機関の長は、当該通知書を内閣総理大臣に送付するものとし、当該通知書の送付を受けた内閣総理大臣は、当該通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。</p> <p>13 法第二十八条の二第十二項の規定により通知書を主務大臣に送付するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、当該通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。</p> <p>14 法第二十八条の二第十四項の規定によりデータを保有する関係行政機関の長は、第四項又は第九項の規定による要請を受けた日から原則として一月以内に、データの提供を行わない旨及びその理由を記載した別記様式第十七による通知書を当該要請をした内閣総理大臣又は関係行政機関の長に</p>

<p>2 申請書の提出は、前条第三項の規定により交付された確認書の写しを添付して行わなければならぬ。</p> <p>3 内閣総理大臣は、申請書の提出を受けた場合において、速やかに法第二十八条の二第一項に規定するデータの安全管理に係る基準に照らしてその内容を審査し、当該変更に係るデータの安全管理が当該基準に適合することについて確認をしたときは、当該申請をした実施主体に別記様式第十三による確認書を交付するものとする。</p> <p>4 内閣総理大臣は、前項の確認をしないときは、その旨及びその理由を記載した別記様式第十四による通知書を当該実施主体に交付するものとする。</p> <p>5 内閣総理大臣は、申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一 認定区域計画の写し</p> <p>二 法第二十八条の二第一項に規定するデータの安全管理に係る基準に適合していることを説明した書類</p> <p>三 内閣総理大臣は、申請書を受理した場合において、速やかに法第二十八条の二第一項に規定するデータの安全管理に係る基準に照らしてその内容を審査し、当該国家戦略特別区城データ連携基盤の安全管理に係るデータの安全管理が当該基準に適合することについて確認をしたときは、申請者に別記様式第十による確認書を交付するものとする。 (国)の機関等に対するデータの提供の求めの申請</p>
<p>6 法第二十九条 法第二十八条の二第一項の規定により内閣総理大臣は、前四項に規定する期間内に各項の通知書を交付することができないことにについてやむを得ない理由がある場合には、当該通知書を交付するまでの間次の各号に掲げる場合に応じて、それぞれ当該各号に定める期間を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を当該求めをした実施主体に通知するものとする。</p> <p>7 法第二十九条又は前項の場合 一月</p> <p>8 法第二十九条又は前項の場合 二週間</p> <p>9 法第二十九条又は前項の場合 二週間</p>

<p>10 法第二十九条又は前項の場合 二週間</p> <p>11 第四項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、前四項に規定する期間内に各項の通知書を交付することができないことにについてやむを得ない理由がある場合には、当該通知書を交付するまでの間次の各号に掲げる場合に応じて、それぞれ当該各号に定める期間を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を内閣総理大臣に通知するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、その通知の内容を第一項の規定による求めをした実施主体に通知するものとする。</p> <p>12 法第二十九条又は前項の場合 二週間</p> <p>13 法第二十九条又は前項の場合 二週間</p> <p>14 法第二十九条又は前項の場合 二週間</p>
--

<p>15 法第二十九条又は前項の場合 二週間</p> <p>16 法第二十九条又は前項の場合 二週間</p> <p>17 法第二十九条又は前項の場合 二週間</p> <p>18 法第二十九条又は前項の場合 二週間</p> <p>19 法第二十九条又は前項の場合 二週間</p> <p>20 法第二十九条又は前項の場合 二週間</p> <p>21 法第二十九条又は前項の場合 二週間</p> <p>22 法第二十九条又は前項の場合 二週間</p> <p>23 法第二十九条又は前項の場合 二週間</p> <p>24 法第二十九条又は前項の場合 二週間</p> <p>25 法第二十九条又は前項の場合 二週間</p> <p>26 法第二十九条又は前項の場合 二週間</p>
--

送付するものとする。この場合において、当該通知書の送付を受けた関係行政機関の長は、当該通知書を内閣総理大臣に送付するものとし、当該通知書の送付を受けた内閣総理大臣は、当該通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。

第四項又は第九項の規定による要請を受けた公共機関等は、前二項に規定する期間内に各項の通知書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該通知書を交付するまでの間一月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を当該要請をした内閣総理大臣又は関係行政機関の長に通知するものとする。

この場合において、当該通知を受けた関係行政機関の長は、当該通知の内容を内閣総理大臣に通知するものとし、当該通知を受けた内閣総理大臣は、当該通知書の写しを添えて、当該要請をした実施主体に通知するものとする。

第一項、第七項又は第十二項の通知書の交付を受けた実施主体は、当該通知書の交付を受けた日から原則として一月以内に、当該通知書を記載した内閣総理大臣、関係行政機関の長又は公共機関等に対し、当該通知書の写しを添えて、第十七項に定める書面を提出しなければならない。

前項の書面を受理した内閣総理大臣、関係行政機関の長又は公共機関等は、できる限り速やかに、当該書面に記載された内容に基づき、前項の実施主体にデータを提供するものとする。

第十五項の規定により提出する書面は、別記様式第二十により、第二項、第七項又は第十二項の書面に記載された内容に基づいて、データの提供に必要な事項を記載した書面とする。

第二十八条 法第二十八条の三第一項の規定により国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体に対するデータの提供の求めの申請

17 第二十八条の三第一項の規定により国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体に対するデータの提供の求めの申請

16 第二十八条の三第一項の規定により国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体に対するデータの提供の求めの申請

15 第二十八条の三第一項の規定により国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体に対するデータの提供の求めの申請

14 第二十八条の三第一項の規定により国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体に対するデータの提供の求めの申請

2 法第二十八条の三第三項の規定により通知を提供する関係地方公共団体の長その他の執行機関は、申出書を受理した日から原則として一月以内に、前条第二項各号に掲げる事項を記載した別記様式第二十二による提供通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。

法第二十八条の三第三項の規定により通知をする関係地方公共団体の長その他の執行機関は、申出書を受理した日から原則として一月以内に、前条第二項各号に掲げる事項を記載した別記様式第二十三による通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。

法第二十八条の三第三項の規定により通知をする関係地方公共団体の長その他の執行機関は、申出書を受理した日から原則として一月以内に、前条第二項各号に掲げる事項を記載した別記様式第二十四による通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。

3 法第二十八条の四第一項の規定による要請を受けた内閣総理大臣は、前項に規定する場合において、前項の意見を踏まえ、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要かつ適当であると認めるときは、当該意見が述べられた日から原則として一月以内に、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容その他の事項を記載した別記様式第二十六による通知書を当該求めをした国家戦略特別区域会議に交付するとともに、別記様式第二十七により、当該新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。

法第二十八条の四第一項の規定による要請を受けた内閣総理大臣は、第二項に規定する場合において、第二項の意見を踏まえ、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置の内容を、国家戦略特別区域会議に通知するものとする。

4 法第二十八条の四第一項の規定による要請を受けた内閣総理大臣は、第二項に規定する場合において、第二項の意見を踏まえ、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要ないと認めるとき、又は適当ないと認めるときは、当該意見が述べられた日から原則として一月以内に、その旨及びその理由を記載した別記様式第二十八による通知書を当該求めをした国家戦略特別区域会議に交付するものとする。

5 法第二十八条の四第一項の規定による要請を受けた内閣総理大臣は、第二項に規定する場合において、第二項の意見を踏まえ、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要ないと認めるとき、又は適當ないと認めるときは、当該意見が述べられた日から原則として一月以内に、その旨及びその理由を、国家戦略特別区域会議に通知するものとする。

法第二十八条の四第一項の規定による要請を受けた内閣総理大臣は、第二項に規定する場合において、第二項の意見を踏まえ、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講じないことをする旨及びその理由を、国家戦略特別区域会議に通知するものとする。

6 法第二十四条により、第二項の通知書に記載された内容に基づいて、データの提供の方法、データの提供の時期その他のデータの提供に必要な事項を記載した書面とする。

7 法第二十八条の四第七項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、要請書を受理した日から原則として一月以内に、当該要請書に対する関係行政機関の長の見解を記載した書類を添えて、国家戦略特別区域会議に送付し、意見を聴くものとする。

法第二十八条の四第七項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、前項の意見を踏まえ、当該要請を踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要かつ適当であると認めるとき、当該意見が述べられた日から原則として一月以内に、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。

8 法第二十八条の四第七項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、前項の意見を踏まえ、当該要請を踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要かつ適当であると認めるとき、当該意見が述べられた日から原則として一月以内に、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。

この場合において、内閣総理大臣は、当該新たな規制の特例措置の内容その他の事項を記載した別記様式第二十九による通知書を当該求めをした内閣総理大臣は、当該新たな規制の特例措置の内容その他の事項を記載した別記様式第二十七により、当該新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。

9 法第二十八条の四第七項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、当該新たな規制の特例措置の整備を踏まえた新たな規制の特例措置の整備を求めるものである場合には、法第二十八条の四第七項の規定により、要望書を受理した日から原則として二週間に以内に、当該関係行政機関の長に對し、新たな規制の特例措置について検討を行ふよう要請するとともに、その旨を記載した別記様式第二十九による通知書を当該求めをした内閣総理大臣は、当該求めが他の関係行政機関の長の所管する法律又は政令等により規定された規制についての特例に関する措置を請求するものである場合には、法第二十八条の四第七項の規定により、要望書を受理した日から原則として二週間に以内に、当該関係行政機関の長に對し、新たな規制の特例措置について検討を行ふよう要請するとともに、その旨を記載した別記様式第二十九による通知書を当該求めをした内閣総理大臣は、当該求めが他の関係行政機関の長の所管する法律又は政令等により規定された規制についての特例に関する措置を請求するものである場合は、当該求めが他の関係行政機関の長の所管する法律又は政令等により規定された規制についての特例に関する措置を請求するものとする。

この場合において、内閣総理大臣は、当該通知書を内閣総理大臣に交付するものとする。

この場合において、内閣総理大臣は、当該通知書を内閣総理大臣に交付するものとする。

この場合において、内閣総理大臣は、当該通知書を内閣総理大臣に交付するものとする。

書を当該新たな規制の特例措置の整備を求めた
国家戦略特別区域会議に交付するものとし、関
係行政機関の長は、新たな規制の特例措置を講
じないこととする旨及びその理由を、国家戦略
特別区域会議に通知するものとする。

法第二十八条の四第七項の規定による要請を
受けた関係行政機関の長は、当該要請を踏まえ
た新たな規制の特例措置の整備についての検討
の状況に照らし、第七項に規定する期間内に同
項の意見を求める期間内に各項の通知書を交付する
ことができないこと又は前二
項に規定する期間内に各項の通知書を交付する
ことができないことについてやむを得ない理由
がある場合には、当該意見を求めるまでの間又
は通知書を交付するまでの間（月を超えない期
間ごとに、その旨及びその理由を内閣総理大臣
及び国家戦略特別区域会議に通知するもの
とする。この場合において、内閣総理大臣は、
その通知の内容を第一項の規定による求めをし
た国家戦略特別区域会議に通知するものとす
る。

第三十条 法第二十八条の四第二項の規定により
区域計画の案を提出しようとする国家戦略特別
区域会議は、別記様式第三十による申請書に次
に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣
に提出しなければならない。

一 先端的区域データ活用事業活動を実施する
区域の住民その他の利害関係者の意向を踏ま
えたことの報告書（次項において「報告書」
という）。

二 新たな規制の特例措置の適用を受けて実施
する先端的区域データ活用事業活動を実施す
ると見込まれる主体の特定の状況を明らかに
することができる書類。

三 前二号に掲げるもののほか、内閣総理大臣
が必要と認める事項を記載した書類。
報告書には、次に掲げる事項を記載しなけれ
ばならない。

一 区域の住民その他の利害関係者の意向を踏
まえた方法及びその結果
二 区域の住民その他の利害関係者の意向を踏
まえた年月日

法第二十八条の四第二項の規定による認定区
域計画の変更の案を提出しなければならない。
特別区域会議は、別記様式第三十一による申請
書に第一項各号に掲げる図書を添えて、これら
を内閣総理大臣に提出しなければならない。

4 法第二十八条の四第二項の規定により区域計
画又は認定区域計画の変更の案を作成する際の
書類に第一項各号に掲げる図書を添えて、これら
を内閣総理大臣に提出しなければならない。

同項後段に規定する区域の住民その他の利害関
係者の意向を踏まえる方法については、次の各
号のいずれかとする。

一 国家戦略特別区域会議の構成員及び先端的
区域データ活用事業活動を実施する区域の住
民その他の利害関係者の代表者で組織される
協議会の議決

二 当該区域に係る国家戦略特別区域を定める
政令（平成二十六年政令第百七十八号）で規
定する地方公共団体の議会の議決

三 当該区域に係る国家戦略特別区域の住民の投票
方法で規定する地方公共団体の住民の投票
四 その他国家戦略特別区域会議が適切と認め
る方法

五 国家戦略特別区域会議は、前項の措置を講じ
るに際し、事前に、説明会の開催等により、當
該区域計画又は認定区域計画の変更の案の内容
について説明を行うものとする。

この府令は、法附則第一条第一号に掲げる規
定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施
行する。

附 則（平成二七年七月一五日内閣府令第
四三号）

この府令は、国家戦略特別区域法及び構造改
革特別区域法の一部を改正する法律附則第一条
第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成二八年六月三〇日内閣府令第
四三号）

この府令は、中小企業の新たな事業活動の促
進に係る法律の一部を改正する法律の施行の
日（平成二十八年七月一日）から施行する。

附 則（平成二八年九月一一日内閣府令第
五七号）

この府令は、国家戦略特別区域法の一部を改
正する法律の一部を改正する法律の施行の
日（平成二十八年九月一日）から施行する。

附 則（平成三〇年三月三〇日内閣府令第
一九号）

この府令は、平成三十年四月一日から施行す
る。

附 則（令和元年五月七日内閣府令第一
号）

（施行期日）

この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

この府令は、令和元年五月七日内閣府令に
よる改正前の様式（以下「旧様式」という。）
により使用されている書類は、この府令による
改正後の様式によるものとみなす。

この府令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
用することができる。

附 則（令和四年三月三一日内閣府令第
六三号）

による書類は、この府令による改正後の様式に
よるものとみなす。

2 この府令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
用することができる。

附 則（令和元年六月二七日内閣府令第
一五号）

この府令は、不正競争防止法等の一部を改正
する法律の施行の日（令和元年七月一日）から
施行する。

附 則（令和元年七月一二日内閣府令第
三二号）

この府令は、令和二年四月一日から施行す
る。

附 則（令和二年三月三一日内閣府令第
一九号）

この府令は、令和二年四月一日から施行す
る。

附 則（令和二年八月三一日内閣府令第
五六号）

この府令は、国家戦略特別区域法の一部を改
正する法律の施行の日（令和二年九月一日）か
ら施行する。

附 則（令和二年一一月一二日内閣府令第
六九号）

（施行期日）

この府令は、令和二年十一月十二日から施行
する。

附 則（令和二年一一月二八日内閣府令第
八二号）

（施行期日）

この府令は、公布の日から施行する。

第一 条 この府令は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 この府令の施行の際現にあるこの府令に
よる改正前の様式（以下「旧様式」という。）
により使用されている書類は、この府令による
改正後の様式によるものとみなす。

この府令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
用することができる。

附 則（令和四年三月三一日内閣府令第
二四号）

この府令は、令和四年四月一日から施行す
る。

この府令は、令和四年四月一日から施行す
る。

この府令は、令和五年九月一日から施行す
る。

別記様式第1（第3条関係）
（別紙）（第3条関係）
別記様式第1（別紙）（第3条関係）

○この文書は、(株)日本電気ホールディングスの内部文書として作成されたものです。
○本件は、(株)日本電気ホールディングスの内部文書として作成されたものです。
○本件は、(株)日本電気ホールディングスの内部文書として作成されたものです。

○(株)日本電気ホールディングスは、本件を基にしたうえで、本件の内容を変更する場合があります。

(注) 本件の内容は、(株)日本電気ホールディングスによって変更される場合があります。

別記様式第1（別紙）（第3条関係）
別記様式第1（別紙）（第3条関係）

○本件は、(株)日本電気ホールディングスの内部文書として作成されたものです。
○本件は、(株)日本電気ホールディングスの内部文書として作成されたものです。
○本件は、(株)日本電気ホールディングスの内部文書として作成されたものです。

○(株)日本電気ホールディングスは、本件を基にしたうえで、本件の内容を変更する場合があります。

(注) 本件の内容は、(株)日本電気ホールディングスによって変更される場合があります。

○(1) 本件は、(株)日本電気ホールディングスの内部文書として作成されたものです。
○(2) 本件は、(株)日本電気ホールディングスの内部文書として作成されたものです。
○(3) 本件は、(株)日本電気ホールディングスの内部文書として作成されたものです。

(注) 本件の内容は、(株)日本電気ホールディングスによって変更される場合があります。

X. 本件は、(株)日本電気ホールディングスの内部文書として作成されたものです。

○(1) 本件は、(株)日本電気ホールディングスの内部文書として作成されたものです。
○(2) 本件は、(株)日本電気ホールディングスの内部文書として作成されたものです。
○(3) 本件は、(株)日本電気ホールディングスの内部文書として作成されたものです。

(注) 本件の内容は、(株)日本電気ホールディングスによって変更される場合があります。

別記様式第1の2（第3条関係）

別記形式第1号の第2項(第3条第4項) (令和3年1月1日現在)
本件は、
①文部科学省が認定する人材、或
事業企画
②国際標準化規格ISO9001を取得する会社等に基づき、下記
に記載する事項を記載する。
1. 会員登録の個人情報の取扱い
2. 個人情報の取扱いに関する苦情の申立て方法
3. 多言語対応 (多言語)
当社は「よくあるご質問」について、事務を実現しようとする
こと。
(誤解) 説明すべきことは、日本語で説明する事をすること。

別記様式第1の2（別紙）（第3条関係）

別記様式第1の3（第3条関係）

別記形式第1の3 (第2条(開業)) (交付の日) 平成25年6月1日
本店支店兼営の件

年 月

開業地住所又は新店舗号名は、地 事業を実施しようとする小売業者

開業地住所又は新店舗号名を添え、下記にとり記述します。

記

1. 会員登録名又は代表者の氏名
2. 運営会員又はひきこもる会員の氏名
3. 事業実施場所

(備考) 本店の外で、日本全国又は海外へ販売するところ

別記様式第1の3（別紙）（第3条関係）

別紙様式第1号(別紙)(第3条関係)				
事業実行計画				
<p>1. 事業の名称</p> <p>2. 国家戦略特区運営実行規則第1条に定める事業のうち該当するもの</p> <p>3. 事業の内容</p> <p>4. 事業の期間</p> <p>5. 事業実行委託契約書等の名称・契約の締結日</p> <p>6. 事業の実施地図(事業の実施地図を複数枚提出する場合は、各枚の事業実施地図に記載する計画の範囲を示す)及び事業実施地図の複数枚提出の場合は、複数枚提出用紙</p>				
<p>(1) 事業の実施地図</p> <p>(イ) 地図の範囲</p> <p>(ロ) 事業実施地図の複数枚提出用紙</p> <p>(ア) 内容</p>				
<table border="1"> <tr> <td>資金調達実行段</td> <td>実施段</td> <td>資金調達実行段</td> </tr> </table>		資金調達実行段	実施段	資金調達実行段
資金調達実行段	実施段	資金調達実行段		
(ロ) 令和〇年六月度				
<p>(1) 事業資金実行段 (ア) 内容</p>				
<table border="1"> <tr> <td>資金調達実行段</td> <td>実行段</td> <td>資金調達実行段</td> </tr> </table>		資金調達実行段	実行段	資金調達実行段
資金調達実行段	実行段	資金調達実行段		
2. 第二条第一項(実行計画)の規定				
<p>(1) 事業実行計画の提出に当する新規段階による新規段階による新規段階(以下「新規段階」といいます。 (イ) 新規段階〇人</p> <p>(2) 計画実行計画に於ける新規段階による新規段階による新規段階(以下「新規段階」といいます。 (ア) 新規段階全員 (イ) 各新規段階〇人</p>				

別記様式第1の6（第3条の2、第11条の4関係）

別記様式第1の6（第3条の2、第11条の4関係）
区画別地図の変更に付する方策書
年 月 日

別記様式第1の6（第3条の2、第11条の4関係）
区画別地図の変更に付する方策書
年 月 日

別記様式第1の6（第3条の2、第11条の4関係）
区画別地図の変更に付する方策書
年 月 日

別記様式第2（第4条関係）
区画別地図の変更に付する方策書
年 月 日

別記様式第2（第4条関係）
区画別地図の変更に付する方策書
年 月 日

別記様式第2（第4条関係）
区画別地図の変更に付する方策書
年 月 日

別記様式第2（第4条関係）

別記様式第3（第6条関係）

別記様式第3（第6条関係）
区画別地図の変更に付する方策書
年 月 日

別記様式第3（第6条関係）
区画別地図の変更に付する方策書
年 月 日

別記様式第3（第6条関係）
区画別地図の変更に付する方策書
年 月 日

別記様式第4（第7条関係）

別記様式第4（第7条関係）
区画別地図の変更に付する方策書
年 月 日

別記様式第4（第7条関係）
区画別地図の変更に付する方策書
年 月 日

別記様式第4（第7条関係）
区画別地図の変更に付する方策書
年 月 日

姓名	性别	年龄
学号	班级	专业
家庭地址		
(1) 父母姓名		
(2) 父母工作单位		
(3) 父母联系方式		
(4) 其他		
家庭情况		
(1) 家庭成员情况		
(2) 家庭经济情况		
(3) 家庭居住情况		
(4) 家庭教育情况		
(5) 其他		
学习情况		
(1) 学习成绩		
(2) 学习态度		
(3) 学习方法		
(4) 其他		
兴趣爱好		
(1) 兴趣爱好		
(2) 参加社团		
(3) 其他		
特长		
(1) 特长		
(2) 兴趣特长		
(3) 其他		
家庭成员情况		
(1) 父母姓名		
(2) 父母工作单位		
(3) 父母联系方式		
(4) 其他		
家庭经济情况		
(1) 家庭收入		
(2) 家庭支出		
(3) 家庭负债		
(4) 其他		
家庭居住情况		
(1) 居住地		
(2) 居住环境		
(3) 居住设施		
(4) 其他		
家庭教育情况		
(1) 教育方式		
(2) 教育态度		
(3) 教育方法		
(4) 其他		
其他		
(1) 其他		
(2) 其他		
(3) 其他		

采样点名称	采样点地址	采样点坐标
3. 请填写以下信息：(1) 采样日期：(2) 采样时间：(3) 采样方法：(4) 采样频率：(5) 采样量：(6) 采样介质：(7) 采样目的：(8) 采样对象：(9) 采样点周围环境情况：(10) 采样点周围主要污染源情况：		
(1) 采样日期	2018年 月 日	年 月 日
(2) 采样时间	时 分	时 分
(3) 采样方法	手工采样	
(4) 采样频率	每小时采样一次	
(5) 采样量	约 1L	
(6) 采样介质	水	
(7) 采样目的	评价水质	
(8) 采样对象	生活污水	
采样点周围环境情况		
(1) 采样点周围主要污染源情况		
(9) 采样点周围主要污染源情况		
(10) 采样点周围主要污染源情况		
4. 请填写以下信息：(1) 样品名称：(2) 样品状态：(3) 样品量：(4) 样品保存方法：(5) 样品保存条件：(6) 样品包装情况：(7) 样品流转情况：		
(1) 样品名称	生活污水	样品编号
(2) 样品状态	浑浊	样品体积
(3) 样品量	1L	样品重量
(4) 样品保存方法	常温保存	
(5) 样品保存条件	避光、干燥	
(6) 样品包装情况	塑料瓶	
(7) 样品流转情况	未流转	

別記形式第5の2 (第11条第4項) (令27年6月1日、改正)
特定事業の文書に係る認證書
年 月 日
捺印の名前及び代表者の名前 繁
認證場所を記入する欄

別記様式第5の3（第11条関係）-01（改訂版）-000
外食事業の取扱いに関する規制をしない場合
年月日
加入の承認及び同意の申込者 姓
提出機関の名称
※ 本「別記様式第5の3」は、外食事業の取扱いについて、外食の範囲による規制緩和
が実施された際に適用されるものとします。

記

押印なしの場合は
(備考) 用紙の大きさは、日本住宅規格A4を基とすること。

別記様式第5の4（第11条の4関係）
提出する用紙
年月日
提出機関の名称
加入の承認及び同意の申込者 姓
提出機関の名称
※ 本「別記様式第5の4」は、外食事業の取扱いについて、外食の範囲による規制緩和
が実施された際に適用されるものとします。

記

押印なしの場合は
(備考) 用紙の大きさは、日本住宅規格A4を基とすること。

別記様式第5の5（第11条の4関係）-01（改訂版）-000
提出する用紙
年月日
加入の承認及び同意の申込者 姓
提出機関の名称
※ 本「別記様式第5の5」は、外食事業の取扱いについて、外食の範囲による規制緩和
が実施された際に適用されるものとします。

記

押印なしの場合は
(備考) 用紙の大きさは、日本住宅規格A4を基とすること。

別記様式第5の6（第11条の4関係）-01（改訂版）-000
提出する用紙
年月日
加入の承認及び同意の申込者 姓
提出機関の名称
※ 本「別記様式第5の6」は、外食事業の取扱いについて、外食の範囲による規制緩和
が実施された際に適用されるものとします。

記

押印なしの場合は
(備考) 用紙の大きさは、日本住宅規格A4を基とすること。

別記様式第5の7（第11条の5関係）
内閣官房の実務に係る実施規則令
年月日
国家戦略特区区域担当大臣 聞
加入の名前及び代表者の氏名
年月 日付けの国際戦略特区区域法27条の3規定による認定を受けた登記事業の実施規約について、国家戦略特区区域運営規則第11条の5第1項の規定に基づき、以下のとおり提出します。

1. 事業の内容
 - (1) 事業
 - (1) 国際戦略特区の特徴等、当該事業における重要性
 - (2) 当該事業が有する特徴性
 - (3) 事業実施場所
 - ・実施場所が区域内外にある場合に関する事項
 - (1) 内地
 - (2) 国際戦略特区の区域外に在る場合に関する事項(1)条の3第4号に該する業務のうち該当するもの
 - ・実施場所が区域外に在る場合に関する事項
 - 5. 前半文に記載する事項の実施方法
 - ・前半文に記載する事項(公表企画・報道説明会等)
 - ・前半文に記載する事項(公表企画・報道説明会等)
 - (1) 計画期間内における事業会議開催・説明の回数
 - (1) 合計〇〇回度
 - (2) 事業会議開催回数
 - (3) 会期
 - (2) 年間回数
 - (1) 合計〇〇回度
 - (2) 事業会議開催回数
 - (3) 会期

(1) 合計〇〇回度
(2) 事業会議開催回数 小計〇〇回回目
(3) 会期

合計回数	事業会議開催回数	会期
------	----------	----

8. 促進目的に関する事項

- (1) 他の人の利用等による企画運営 (○○回)
- (2) 他の人の利用等による企画運営の結果、国家戦略特区区域外において業務に従事する個人の発展 (○○回)

(備考) 用途の大きさは、日本産業標準調査用表を参考すること。

別記様式第5の8（第11条の5関係）
内閣官房の実務に係る実施規則令
年月日
加入の名前及び代表者の氏名
内閣官房の実務に係る実施規則令
年月 日付けの国際戦略特区区域法27条の3規定による認定を受けた登記事業の実施規約について、国家戦略特区区域運営規則第11条の5第1項の規定に基づき、以下のとおり提出します。

P
登記の範囲

(備考) 用途の大きさは、日本産業標準調査用表を参考すること。

別記様式第5の9（第11条の5関係）
内閣官房の実務に係る実施規則令
年月日
加入の名前及び代表者の氏名
内閣官房の実務に係る実施規則令
年月 日付けの国際戦略特区区域法27条の3規定による認定を受けた登記事業の実施規約について、国家戦略特区区域運営規則第11条の5第1項の規定に基づき、以下のとおり提出します。

認定なしの場合は

(備考) 用途の大きさは、日本産業標準調査用表を参考すること。

別記様式第6（第15条関係）

登記申請書	年月日
国家賃料特例区域別方大区	被
会社の名前及び代表者の氏名	
国家賃料特例区域別行権利割合は本書1項に規定する割合を受けたので、下記のとおり申請します。	
記	
1. 会社の名前及び代表者の氏名 2. 会社の所在地の住所 3. 国家賃料特例区域別行権利割合を有する会社に属する特定事業のうち該当するものが 4. 特定事業及び会社が属する特定の会社	

（備考）用紙の大きさは、日本規格便函A4をとること。

別記様式第6の2（第15条関係）（第15条第1項・本文）

登記申請書	年月日
会社の名前及び代表者の氏名	被
国家賃料特例区域別行権利割合は本書1項に規定する割合を受けたので、下記のとおり申請します。	
記	
1. 会社の名前及び代表者の氏名 2. 会社の所在地の住所 3. 国家賃料特例区域別行権利割合を有する会社に属する特定事業（該当の会社は複数ある場合は 4. 会社の会社登記	

（注）この用紙は複数の会社についての場合は、複数の会社の登記用紙を複数枚提出して下さい。他の用紙は
いりません。また、複数の会社についての場合は、各会社の登記用紙の右端に「会社登記用紙」と記入して下さい。
（注）複数の会社についての場合は、各会社の登記用紙の右端に「会社登記用紙」と記入して下さい。
（注）複数の会社についての場合は、各会社の登記用紙の右端に「会社登記用紙」と記入して下さい。
（注）複数の会社についての場合は、各会社の登記用紙の右端に「会社登記用紙」と記入して下さい。

（備考）用紙の大きさは、日本規格便函A4をとること。

別記様式第6の3（第15条関係）（第15条第1項・本文）

登記申請書	年月日
会社の名前及び代表者の氏名	被
国家賃料特例区域別行権利割合は本書1項に規定する割合を受けたので、下記のとおり申請します。	
記	
会社登記用紙	

（備考）用紙の大きさは、日本規格便函A4をとること。

別記様式第6の4（第16条関係）

登記申請書	年月日												
会社の名前及び代表者の氏名	被												
国家賃料特例区域別行権利割合は本書1項に規定する割合を受けたので、下記のとおり申請します。													
記													
1. 事業の内容 2. 事業の場所 3. 事業の運営方法 4. 会社登記における会社の実質的範囲 5. 会社登記における会社の会員の会員登録 6. 会員登録の会員登録料金及 （注）会員登録料金合計〇〇円（税込）													
<table border="1"> <tr> <td>資金調達先</td> <td>資金額</td> <td>資金調達方法</td> <td>備考</td> </tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>		資金調達先	資金額	資金調達方法	備考								
資金調達先	資金額	資金調達方法	備考										
<table border="1"> <tr> <td>資金調達先</td> <td>資金額</td> <td>資金調達方法</td> <td>備考</td> </tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>		資金調達先	資金額	資金調達方法	備考								
資金調達先	資金額	資金調達方法	備考										

（注）事業登記における会員登録
（1）会員登記料金の額の内に上記の会員登録料金以外の額を含む場合は、（注）「会員登録料」をいい。
（2）会員登記料金の額の内に上記の会員登録料金以外の額を含む場合は、（注）「会員登記料」をいい。
（3）会員登記料金の額の内に上記の会員登録料金以外の額を含む場合は、（注）「会員登記料」をいい。
（4）会員登記料金の額の内に上記の会員登録料金以外の額を含む場合は、（注）「会員登記料」をいい。
（5）会員登記料金の額の内に上記の会員登録料金以外の額を含む場合は、（注）「会員登録料」をいい。

(a) POF		事業者の名称及び 所在地		事業者登録の 延長期間		延長料金額	
		事業者登録の 延長期間		事業者登録料の 延長料金額		延長料金額	
うち 新規登録	うち 更新登録	うち 新規登録	うち 更新登録	うち 新規登録	うち 更新登録	うち 新規登録	うち 更新登録

(b) 本件を契約するに際しては、(a)の登録料金額の範囲内にある事務所の登録料金額を支拂うことを条件とする。

(c) 令和二年四月一日

(d) 事業用新規登録料金額

(e) POF

(a) POF		事業者の名称及び 所在地		事業者登録の 延長期間		延長料金額	
		事業者登録の 延長期間		事業者登録料の 延長料金額		延長料金額	
うち 新規登録	うち 更新登録	うち 新規登録	うち 更新登録	うち 新規登録	うち 更新登録	うち 新規登録	うち 更新登録

(f) 本件を契約するに際しては、(a)の登録料金額の範囲内にある事務所の登録料金額を支拂うことを条件とする。

(g) 令和二年四月一日

(h) 事業用新規登録料金額

(i) POF

別記様式第6の5（第16条関係）
株式会社の名称と住所

年 月 日

会社の代表者名前

日本郵便番号

郵便局名

年 月 日

本件を契約するに際しては、(a)の登録料金額の範囲内にある事務所の登録料金額を支拂うことを条件とする。

(b) 令和二年四月一日

(c) 事業用新規登録料金額

(d) POF

別記様式第6の6（第16条関係）
株式会社の名称と住所

年 月 日

会社の代表者名前

日本郵便番号

郵便局名

年 月 日

本件を契約するに際しては、(a)の登録料金額の範囲内にある事務所の登録料金額を支拂うことを条件とする。

(b) 令和二年四月一日

(c) 事業用新規登録料金額

(d) POF

別記様式第6の7（第17条関係）
株式会社の名称と住所

年 月 日

会社の代表者名前

日本郵便番号

郵便局名

年 月 日

本件を契約するに際しては、(a)の登録料金額の範囲内にある事務所の登録料金額を支拂うことを条件とする。

(b) 令和二年四月一日

(c) 事業用新規登録料金額

(d) POF

別記様式第6の11（第17条関係）
等を通して投資した場合）

別記様式第6の11（第17条関係）
（ファンド
接投資した場合）

別記様式第6の12（個人が直
別記様式第6の12（第17条関係）

別記様式第6の13（第17条関係）

別記様式第7（第23条関係）

別記様式第7（黙示合意書）（平成25年6月1日版）
支店営業部内に渡す用印を捺す用印
年 月 日
内勤用印用印
捺印
役員
役員の職務上の行為による本件の承認
当該取扱いの取扱い規約の規定の範囲に属する。以下のとおり販売取扱いの権利を
確認させて顶けます。

□

1. 販売取扱いの権利を有する旨の記載
2. 販売取扱いの権利を有する旨の記載
3. 販売取扱いの権利を有する旨の記載

（備考）当該取扱いの権利は、お手元に記載のとおりであります。

別記様式第8（第24条関係）

別記様式第8（黙示合意書）（平成25年6月1日版）
支店営業部内に渡す用印を捺す用印
年 月 日
内勤用印用印
捺印
役員
役員の職務上の行為による本件の承認
当該取扱いの取扱い規約の規定の範囲に属する。本件
します。
1. 会員登録契約書
2. 会員登録契約書
3. 会員登録契約書

（備考）（1）会員登録契約書
（2）会員登録契約書
（3）会員登録契約書

（備考）（会員登録契約書）は、お手元に記載のとおりであります。

別記様式第9（第25条関係）

別記様式第9（黙示合意書）（平成25年6月1日版）
支店営業部内に渡す用印を捺す用印
年 月 日
内勤用印用印
捺印
役員
役員の職務上の行為による本件の承認
当該取扱いの取扱い規約の規定の範囲に属する。本件
します。
1. 会員登録契約書
2. 会員登録契約書
3. 会員登録契約書

（備考）（1）会員登録契約書
（2）会員登録契約書
（3）会員登録契約書

（備考）（会員登録契約書）は、お手元に記載のとおりであります。

別記様式第10（第25条関係）

別記様式第10（黙示合意書）（平成25年6月1日版）
支店営業部内に渡す用印を捺す用印
年 月 日
内勤用印用印
捺印
役員
役員の職務上の行為による本件の承認
当該取扱いの取扱い規約の規定の範囲に属する。本件
します。
1. 会員登録契約書
2. 会員登録契約書
3. 会員登録契約書

（備考）（会員登録契約書）は、お手元に記載のとおりであります。

別記様式第11（第25条関係）
（第25条の規定によるもの）
別記様式第11（第25条の規定によるもの）

（略）

（略）

（略）

（略）

別記様式第12（第26条関係）
（第26条の規定によるもの）
別記様式第12（第26条の規定によるもの）

（略）

（略）

（略）

（略）

別記様式第13（第26条関係）
（第26条の規定によるもの）
別記様式第13（第26条の規定によるもの）

（略）

（略）

（略）

別記様式第14（第26条関係）
（第26条の規定によるもの）
別記様式第14（第26条の規定によるもの）

（略）

（略）

（略）

別記様式第15（他の各種）
○印の欄に印を押す。
○印の欄に印を押さない場合は、該欄に記入する。

□印の欄に印を押す。
□印の欄に印を押さない場合は、該欄に記入する。

（問合）
1. お電話番号（お名前）、お年齢を記入するところ。
2. 電話の内容は、上記質問とよろしく。
3. お電話番号の記入欄に印を押す場合は、印を押すところ。

（回答）
○印の欄に印を押す。○印の欄に印を押さない場合は、該欄に記入する。

1. お年齢
お年齢を記入（記入したお年齢をもつてお問い合わせ用紙が成る）

2. お電話番号
お電話番号を記入（記入したお電話番号をもつてお問い合わせ用紙が成る）

<input checked="" type="checkbox"/> お年齢	<input type="checkbox"/> お年齢
<input checked="" type="checkbox"/> お電話番号	<input type="checkbox"/> お電話番号

3. ゲーム規則について
 ゲーム規則
 メーカー規則
○印の欄に印を押す場合は、印を押すところ。
○印の欄に印を押さない場合は、該欄に記入する。

<input checked="" type="checkbox"/> ゲーム規則	<input type="checkbox"/> ゲーム規則
<input checked="" type="checkbox"/> メーカー規則	<input type="checkbox"/> メーカー規則

○印の欄に印を押す。○印の欄に印を押さない場合は、該欄に記入する。

<input checked="" type="checkbox"/> ○印の欄に印を押す	<input type="checkbox"/> ○印の欄に印を押さない場合は、該欄に記入する
---	---

別記様式第16（他の各種）
○印の欄に印を押す。
○印の欄に印を押さない場合は、該欄に記入する。

□印の欄に印を押す。
□印の欄に印を押さない場合は、該欄に記入する。

（問合）
1. お電話番号（お名前）、お年齢を記入するところ。
2. 電話の内容は、上記質問とよろしく。
3. お電話番号の記入欄に印を押す場合は、印を押すところ。

<input checked="" type="checkbox"/> お年齢	<input type="checkbox"/> お年齢
<input checked="" type="checkbox"/> お電話番号	<input type="checkbox"/> お電話番号

4. ゲーム規則について
 ゲーム規則
 メーカー規則
○印の欄に印を押す場合は、印を押すところ。
○印の欄に印を押さない場合は、該欄に記入する。

<input checked="" type="checkbox"/> ゲーム規則	<input type="checkbox"/> ゲーム規則
<input checked="" type="checkbox"/> メーカー規則	<input type="checkbox"/> メーカー規則

別記様式第17（第27条関係）

（第27条の規定による事務取扱い規則の登録登録申請書）

□

（記入欄）

（備考欄）

別記様式第18（第27条関係）

（第27条の規定による事務取扱い規則の登録登録申請書）

□

（記入欄）

（備考欄）

別記様式第19（第27条関係）

（第27条の規定による事務取扱い規則の登録登録申請書）

□

（記入欄）

（備考欄）

別記様式第20(第27条関係) (第27条関係)-別記
株式会社アマゾンジャパン物流ネットワーク

□	□
□	□
□	□
A. プロセスの説明	
① 運送会社	② 駆け出し
③ 駆け出し	④ 駆け出し
B. フォーマットの説明	
C. フォーマットの説明	

1. フォームの説明

2. フォームの説明

3. フォームの説明

別記様式第21(第28条関係) (第28条関係)-別記
株式会社アマゾンジャパン物流ネットワーク

□	□
□	□
□	□
A. プロセスの説明	
① 運送会社	② 駆け出し
③ 駆け出し	④ 駆け出し
B. フォーマットの説明	
⑤ 駆け出し	⑥ 駆け出し
⑦ 駆け出し	⑧ 駆け出し
C. フォーマットの説明	
⑨ 駆け出し	⑩ 駆け出し
⑪ 駆け出し	⑫ 駆け出し

(回数)

1. 本規約
2. 本規約の内容について、必ず理解してあることを確認する。

3. 本規約の内容について、必ず理解してあることを確認する。

4. 本規約の内容について、必ず理解してあることを確認する。

別記様式第22（第28条関係）

□ 本件の取扱い方	□ 本件の取扱い方
□ フルオフィス	□ フルオフィス
□ ハーフオフィス	□ ハーフオフィス
□ ハーフオフィス	□ ハーフオフィス

□ その他アドバイザリの取扱い方についての選択肢

別記様式第22（第28条関係）（第28条関係）

印

選択するアドバイザリ	
<input checked="" type="checkbox"/> フルオフィス	□ ハーフオフィス
<input checked="" type="checkbox"/> ハーフオフィス	□ ハーフオフィス
<input checked="" type="checkbox"/> ハーフオフィス	□ ハーフオフィス

選択するアドバイザリ	
<input checked="" type="checkbox"/> ハーフオフィス	□ ハーフオフィス
<input checked="" type="checkbox"/> ハーフオフィス	□ ハーフオフィス
<input checked="" type="checkbox"/> ハーフオフィス	□ ハーフオフィス

□ その他アドバイザリの取扱い方についての選択肢

別記様式第22（第28条関係）（第28条関係）

印

選択するアドバイザリ	
<input checked="" type="checkbox"/> ハーフオフィス	□ ハーフオフィス
<input checked="" type="checkbox"/> ハーフオフィス	□ ハーフオフィス
<input checked="" type="checkbox"/> ハーフオフィス	□ ハーフオフィス

□ その他アドバイザリの取扱い方についての選択肢

別記様式第22（第28条関係）（第28条関係）

印

選択するアドバイザリ	
<input checked="" type="checkbox"/> ハーフオフィス	□ ハーフオフィス
<input checked="" type="checkbox"/> ハーフオフィス	□ ハーフオフィス
<input checked="" type="checkbox"/> ハーフオフィス	□ ハーフオフィス

□ その他アドバイザリの取扱い方についての選択肢

別記様式第22（第28条関係）（第28条関係）

印

選択するアドバイザリ	
<input checked="" type="checkbox"/> ハーフオフィス	□ ハーフオフィス
<input checked="" type="checkbox"/> ハーフオフィス	□ ハーフオフィス
<input checked="" type="checkbox"/> ハーフオフィス	□ ハーフオフィス

□ その他アドバイザリの取扱い方についての選択肢

別記様式第22（第28条関係）（第28条関係）

印

別記様式第23（第28条関係）

別記様式第27（第29条関係）
株式会社A（以下「当事者」といいます）と、株式会社B（以下「相手方」といいます）との間で、
1. 本契約により生じた権利義務の全部を譲り受けたことを、
2. 本契約の存続期間を延長する旨の合意を、
3. その他、
（記載事項）
1. 本契約により生じた権利義務の全部を譲り受けた旨の合意を、新たに締結された別種の契約
を行った旨の文書上の旨を記する事項については、これを記載の上承認しておきます。

別記様式第28（第29条関係）
株式会社A（以下「当事者」といいます）と、株式会社B（以下「相手方」といいます）との間で、
1. 本契約により生じた権利義務の全部を譲り受けたことを、
2. 本契約の存続期間を延長する旨の合意を、
3. その他、
（記載事項）
1. 本契約により生じた権利義務の全部を譲り受けた旨の合意を、新たに締結された別種の契約
を行った旨の文書上の旨を記する事項については、これを記載の上承認しておきます。

別記様式第29（第29条関係）
株式会社A（以下「当事者」といいます）と、株式会社B（以下「相手方」といいます）との間で、
1. 本契約により生じた権利義務の全部を譲り受けたことを、
2. 本契約の存続期間を延長する旨の合意を、
3. その他、
（記載事項）
1. 本契約により生じた権利義務の全部を譲り受けた旨の合意を、新たに締結された別種の契約
を行った旨の文書上の旨を記する事項については、これを記載の上承認しておきます。

別記様式第30（第30条関係）
株式会社A（以下「当事者」といいます）と、株式会社B（以下「相手方」といいます）との間で、
1. 本契約により生じた権利義務の全部を譲り受けたことを、
2. 本契約の存続期間を延長する旨の合意を、
3. その他、
（記載事項）
1. 本契約により生じた権利義務の全部を譲り受けた旨の合意を、新たに締結された別種の契約
を行った旨の文書上の旨を記する事項については、これを記載の上承認しておきます。

別紙1

□ 既存施設の写真の添付
 (1) 施設の外観写真のほか、内装や設備等を示す写真
 (2) 施設の構造の写真(柱・梁等の構造)や外壁・屋根の仕様等を示す写真
 (3) 施設内における主要な機器・装置等の写真
 (4) その他、施設の状況を示す写真
 ■ お問い合わせ用の連絡先(専用電話番号等)の記入欄
 ■ □ (1) お問い合わせ用の連絡先(専用電話番号等)の記入欄
 ■ □ (2) お問い合わせ用の連絡先(専用電話番号等)の記入欄
 ■ □ (3) お問い合わせ用の連絡先(専用電話番号等)の記入欄
 ■ □ (4) お問い合わせ用の連絡先(専用電話番号等)の記入欄
 ■ お問い合わせ用の連絡先(専用電話番号等)の記入欄
 ■ お問い合わせ用の連絡先(専用電話番号等)の記入欄
 ■ お問い合わせ用の連絡先(専用電話番号等)の記入欄
 ■ お問い合わせ用の連絡先(専用電話番号等)の記入欄

別紙2

□ 既存施設の写真の添付
 (1) 施設の外観写真のほか、内装や設備等を示す写真
 (2) 施設の構造の写真(柱・梁等の構造)や外壁・屋根の仕様等を示す写真
 (3) 施設内における主要な機器・装置等の写真
 (4) その他、施設の状況を示す写真
 ■ お問い合わせ用の連絡先(専用電話番号等)の記入欄
 ■ □ (1) お問い合わせ用の連絡先(専用電話番号等)の記入欄
 ■ □ (2) お問い合わせ用の連絡先(専用電話番号等)の記入欄
 ■ □ (3) お問い合わせ用の連絡先(専用電話番号等)の記入欄
 ■ □ (4) お問い合わせ用の連絡先(専用電話番号等)の記入欄
 ■ お問い合わせ用の連絡先(専用電話番号等)の記入欄
 ■ お問い合わせ用の連絡先(専用電話番号等)の記入欄
 ■ お問い合わせ用の連絡先(専用電話番号等)の記入欄
 ■ お問い合わせ用の連絡先(専用電話番号等)の記入欄

別記様式第31(第31条関係) 附1:既存施設の写真

□ 既存施設の写真の添付
 ■ お問い合わせ用の連絡先(専用電話番号等)の記入欄
 ■ □ (1) お問い合わせ用の連絡先(専用電話番号等)の記入欄
 ■ □ (2) お問い合わせ用の連絡先(専用電話番号等)の記入欄
 ■ □ (3) お問い合わせ用の連絡先(専用電話番号等)の記入欄
 ■ □ (4) お問い合わせ用の連絡先(専用電話番号等)の記入欄
 ■ お問い合わせ用の連絡先(専用電話番号等)の記入欄
 ■ お問い合わせ用の連絡先(専用電話番号等)の記入欄
 ■ お問い合わせ用の連絡先(専用電話番号等)の記入欄
 ■ お問い合わせ用の連絡先(専用電話番号等)の記入欄

別紙3

□ 既存施設の写真の添付
 (1) 施設の外観写真のほか、内装や設備等を示す写真
 (2) 施設の構造の写真(柱・梁等の構造)や外壁・屋根の仕様等を示す写真
 (3) 施設内における主要な機器・装置等の写真
 (4) その他、施設の状況を示す写真
 ■ お問い合わせ用の連絡先(専用電話番号等)の記入欄
 ■ □ (1) お問い合わせ用の連絡先(専用電話番号等)の記入欄
 ■ □ (2) お問い合わせ用の連絡先(専用電話番号等)の記入欄
 ■ □ (3) お問い合わせ用の連絡先(専用電話番号等)の記入欄
 ■ □ (4) お問い合わせ用の連絡先(専用電話番号等)の記入欄
 ■ お問い合わせ用の連絡先(専用電話番号等)の記入欄
 ■ お問い合わせ用の連絡先(専用電話番号等)の記入欄
 ■ お問い合わせ用の連絡先(専用電話番号等)の記入欄
 ■ お問い合わせ用の連絡先(専用電話番号等)の記入欄

